

社会福祉法人北竜町社会福祉協議会

高齢者虐待防止に関する指針

1. 基本的な考え方

2006年（平成18年）4月に「高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。

虐待は、その人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻む全ての行為であります。どんな状況であろうとも、その人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという、基本的な権利は脅されてはなりません。

高齢者虐待の防止のための取り組みは、利用者の人権を守るための取り組みであります。

利用者の虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為（疑わしき行為を含む）の禁止を指示するだけのものではなく、利用者の虐待の前段階として存在するであろう「不適切なケア」を行わないようにし、又、その不適切なケアを生み出したり、放置したりするような背景があれば、それを改善し、利用者の人権を守る適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方として、この指針を定めます。

2. 高齢者虐待の定義

高齢者への虐待については「高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利や利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれないような状態に置かれること」とします。

3. 高齢者虐待の種類

- イ 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ロ 介護の放棄 放任や、利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 性的虐待 利用者に卑猥な行為をすること。又は利用者に卑猥な行為をさせること。

- ホ 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 基本方針

(1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本となる「尊厳の保持」を遵守します。

(2) 高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善

- ・定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。又、組織として、その仕組みづくりを行い徹底します。

(3) 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、一人一人の気づきを声に出し、速やかに当該フロア会議等を開催し、その状況を分析し、虐待の有無の検証を行います。(高齢者虐待防止法第5条第1項)

5. 苦情・ご意見等の対応の徹底

虐待防止の徹底を図るため、社会福祉法人北竜町社会福祉協議会の各事業において、利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をします。

(高齢者虐待防止法第20条)

6. 法人の責務

高齢者福祉事業に携わる法人として、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、又、虐待を未然に防止し、早期発見のため定期的な教育体制を行うとともに、その仕組みを検証しながら意識を高めていきます。

7. 管理者の責務

管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各措置を講ずる責任を負うとともに、保険者に通報責務を負うものとします。

虐待を受けたと思われる利用者からの通報、又は職員からの報告等を受けた場合は、速やかに検証し、法人の会長に報告し、北竜町社会福祉協議会虐待防止規程により対応します。

8. 職員の責務

職員は、日頃より利用者に対し「自分に置き換えて考え、行動し、言われて嫌なこと、されて嫌なことは言わない、しない」を原則とし、不適切であろうと思われるケアを発見した場合には、速やかに上長に報告します。と思われるというのは、確たる証拠を必要とするものではありません。

9. 高齢者虐待防止フロー

- (1) リスクマネジメント・権利擁護・サービス向上委員会を「虐待防止委員会」と位置づけ、利用者の虐待リスクを評価するために年1回、別紙1（気づき編）を使用し、当該利用者の虐待リスクを評価します。
- (2) リスクマネジメント・権利擁護・サービス向上委員会は、上記結果を集計・分析を行います。
- (3) 管理者は、虐待が疑われる場合、又は要注意と報告があった場合は、当該利用者が利用している部署において、速やかに確認・検討を行うよう指示します。その後、全職員に対して口頭ないし文章で通知し、周知の徹底を図り、注意喚起します。

10. 利用者の虐待の兆候

- (ア) 利用者に対する虐待の兆候を早期に発見するために、別紙2（発見編）により検証を行います。
- (イ) 上記で虐待の兆候が発見された場合は、速やかに「虐待防止委員会」を開催します。
- (ウ) 「虐待防止委員会」では、必要に応じて、虐待の被害者及び加害者として疑われる人を出席させることができます。
- (エ) 「虐待防止委員会」においては、虐待の可能性について慎重に調査し、5日以内に法人の会長に報告します。
- (オ) 管理者は、報告書を慎重に検討し、速やかに対策を講じなければなりません。
- (カ) 虐待が認められた場合、又、かなりの確度で虐待が疑われる場合は、管理者は保険者に通報します。

11. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

- (1) 当該指針は、求めに応じていつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表します。
- (2) 当該指針は全職員に配付し、周知徹底を図るとともに研修を行います。

1 2. 障害者総合支援法に基づく（基準該当サービス事業）サービスにおける虐待防止に関する事項は当該指針と同様とする。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

高齢者虐待チェックリスト（気づき編）

「あなたの身の回りで、このようなことは、ありませんか？」

- 利用者の行動に対して、感情的になり、強い口調で注意する。
- 利用者の身体に原因不明の内出血や傷が頻繁に見られる。
- 利用者が食事をなかなか食べないので、介護者が無理やり口に入れる。
- 利用者が話しかけているのを、意図的に無視する。
- 経済的な問題は無いのに、費用のかかるサービスを受けさせないなど、利用者のためにお金をかけない。
- 利用者に元気がなく、不自然な体重の増減がある。
- 利用者の過度な恐怖心、怯えを示す。又は、強い脱力感、あきらめ、なげやりな態度を見せる。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話し、恥ずかしい思いをさせる。
- 利用者の年金や預貯金を管理し、本人に無断で使用する。
- 病気なのに（体調が悪いのに）医師の診察を受けさせない。
- 介護が大変なので、入浴せず、利用者の身体から異臭がする。
- 水分や食事を十分に与えていないため、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- 生ゴミ等を放置するなど、劣悪な住環境で生活している。
- 利用者宅から、怒鳴り声、悲鳴、うめき声や物を投げる音がある。

高齢者虐待チェックリスト（発見編）

虐待が疑われる場合には「サイン」として、以下の項目が当てはまる。
複数の該当があれば「虐待の可能性」が高くなる。

《身体的虐待のサイン》

- 身体に小さな傷が頻繁に見られる。
- 大腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズ腫れが見られる。
- 回復状態が様々な段階の傷、あざがある。
- 頭、顔、頭皮等に傷がある。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 「怖いから家に帰りたくない」等の訴えがある。
- 傷やあざの説明に、つじつまが合わない。
- 主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受ける事に踏襲する。
- 主治医や保健・福祉の担当者に話す内容が変化しつじつまが合わない。

《心理的虐待のサイン》

- かきむしり、噛みつき、ゆすり等が見られる。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠る事への恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
- 身体を萎縮させる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等の症状が見られる。
- 食欲の変化が激しく、摂食障害（過食・拒食）が見られる。
- 自傷行為が見られる。
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 肛門や性器からの出血や傷が見られる。
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- 主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受ける事に踏襲する。
- 睡眠障害がある。
- 通常的生活行動に不自然な変化が見られる。

《経済的虐待のサイン》

- 年金や財産収入等があることが明白なのに、お金が無いと訴える。
- 自由に使えるお金が無いと訴える。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等、生活状況との格差が激しい。
- 預貯金が知らないうちに「引き出された」「通帳が盗られた」と訴える。

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話放棄・拒否・怠慢のサイン）》

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。又、異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い。
- 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- かなりひどい床ずれが出来ている。
- 身体から、かなりの異臭がするようになってきている。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

- 昼間でも雨戸、カーテンが閉まっている。
- 電気・ガス・水道が止められたり、新聞、テレビの受信料等の支払が滞納。
- 物事や自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- 何を聞いても「いいよ」と言って、遠慮し、あきらめの態度が見られる。
- 室内や住居の外にゴミがあふれて、異臭、虫がわいている状態である。

《介護者の態度に見られるサイン》

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる。
- 高齢者の健康や疾患に関心無く、医師への受診や入院を拒否する。
- 高齢者に対して、過度な乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるのに、高齢者にお金をかけようとしない。
- 保健・福祉の担当者とうの嫌うようになる。